

## ドメスティック・バイオレンスと修復的司法

### Domestic Violence and Restorative Justice

金成恩（立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構 専門研究員）

ドメスティック・バイオレンスの被害者には、保護施設から退所後にも加害者との婚姻関係を維持したり、離れていてもストーキングを受けたりする特徴がある。それを勘案すると、司法機関による加害者の処罰及び保護施設への避難、保護命令により加害者から被害者を分離させることだけでは、ドメスティック・バイオレンスの根本的な問題解決には限界がある。そこで、被害者の被害回復、加害者の責任認定、共同体の支援という要素を持っている修復的司法モデルの適用が考えられる。しかし、修復的司法は、当事者の自発的な参与を前提にしているため、被害者のコミュニケーション拒否及び自己決定能力の欠如、被害者の安全の問題などが指摘されている。今回の報告は、被害者支援の実態及びその特性を把握し、ドメスティック・バイオレンスに修復的司法が適用可能か否かについて検討するため、韓国の被害者支援関連機関のヒアリング調査を行なったものである。

（「インクルーシブ社会に向けた支援の〈学=実〉連環型研究」修復的支援チーム）